意見書第１号

米海兵隊員による女性強盗殺人事件に対する意見書

上記の議案を、読谷村議会会議規則第１４条第１項及び第３項の規定により提出します。

令和８年 10 月 14 日提出

読谷村議会議長　比嘉　幸雄　殿

提出者　読谷村議会基地関係調査特別委員会
委員長　　伊佐　真武

読谷村議会特別委員会委員長之印

米海兵隊員による女性強盗殺人事件に対する意見書

令和８年10月３日、那覇市内のホテルにおいて女性が殺害され、所持品を奪われるという極めて凶悪な事件が発生し、翌４日、米軍普天間飛行場所属の米海兵隊員が強盗殺人容疑で沖縄県警に逮捕された。

尊い命を奪われた被害者の御冥福を心からお祈りするとともに、御遺族及び関係者の皆様に深い哀悼の意を表する。

本事件は、人の尊い生命と尊厳を著しく踏みにじる極めて凶悪かつ卑劣なものであり、県民に大きな衝撃と不安を与えたことは断じて許されるものではない。

沖縄県では、米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに、県、市町村及び県内各議会が、米軍及び日米両政府に対し、綱紀粛正、人権教育の徹底及び実効性のある再発防止策を繰り返し求めてきた。それにもかかわらず、県民の尊い生命を奪う重大な事件が再び発生したことは、これまでの再発防止策が十分な実効性を上げていないことを示すものであり、激しい憤りを禁じ得ない。

沖縄県には、戦後80年以上を経た今日においても米軍基地が集中しており、県民は長年にわたり、米軍人・軍属等による事件・事故への不安と過重な基地負担を強いられている。普天間飛行場についても返還合意から30年が経過しており、その危険性の除去と早期閉鎖・返還は喫緊の課題である。

さらに、日米地位協定については、これまでの個別の運用改善にとどまることなく、日本の主権、捜査権及び司法権の確保、被害者の権利救済等の観点から、その抜本的な改定が必要である。今回の事件では被疑者が基地外で逮捕されたものの、米軍人・軍属等による事件・事故における身柄の取扱い、捜査、司法手続及び被害者補償など、地位協定に係る制度上の課題を改めて検証しなければならない。

読谷村は、戦後、村土の約95パーセントが米軍に接収された歴史を有し、現在も米軍施設が村民の暮らしと隣り合わせにある自治体として、米軍人・軍属等による事件・事故は決して他人事ではなく、村民の生命、安全及び人権に関わる重大な問題である。

よって、読谷村議会は、今回の事件に対し満身の怒りを込めて再び抗議するとともに、事件・事故の実効性のある再発防止に向けて下記の通り強く要請する。

記

1. 日米両政府及び米軍は、被害者及びご遺族に対し誠意ある謝罪と完全な補償を速やかに行うこと
2. 米軍人・軍属等による事件・事故が繰り返されている原因を徹底的に検証し、管理責任を明確にするとともに、従来の綱紀粛正にとどまらない実効性のある再発防止策を確立させ、その取組状況を公表させること。
3. 米軍人・軍属等及び演習等で来沖する短期滞在の米軍人に対し、人権教育、法令遵守教育及び規律維持を徹底するとともに、勤務時間内外を問わず実効性のある管理・監督体制を構築させること。
4. 日米地位協定について、身柄引渡し、捜査権及び司法権の確保、被害者への迅速かつ十分な補償等、日本の主権と国民の生命、安全及び人権が十分に保障されるものとなるよう抜本的に改定すること。
5. 日米地位協定及び日米合同委員会における米軍基地の管理・運用等に関する協議について、沖縄県及び基地を抱える関係地方公共団体の意見を十分に反映させる制度を確立するとともに、協議内容及び合意事項の透明性を確保すること。
6. 普天間飛行場の危険性を除去し、早期閉鎖・返還を実現するとともに、在沖米軍基地の整理・縮小及び基地負担の軽減を着実に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月14日

沖縄県読谷村議会

宛先

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　外務大臣　防衛大臣　内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣　外務省特命全権大使　沖縄防衛局長